1 監査等の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象 市民協働推進部

令和5年度4月~10月分 必要に応じて令和4年度分

3 監査の着眼点 令和5年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画 (以下「実施計画」という。) に定める着眼点による

4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所

5 監査の日程 今和5年12月1日~令和6年1月26日

6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられ たので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。 なお、軽微な事項については、別途指示した。

## [指摘事項]

## (1) 未収金の回収について

現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民協働推進 費貸付金元利収入の収入未済額は、令和4年度末で5,907,960円である。令和 5年10月末現在では、過年度未収金が5,745,960円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。

## (2) 事故の防止について

令和5年10月19日に、中央図書館内において、自動貸出機設置デスク下の 側板が落下し、利用者が怪我をする事故が発生した。

同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。

## (3) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第 18 条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」 と規定している。

しかしながら、市民協働推進政策課、市民活動交流センター及び人権啓発センターが備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。